

令和4年2月22日
条例 第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

2 前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 滝川市の条例の準用に関する条例（昭和56年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第1号。以下「準用条例」という。）第2条第11号の規定により準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年滝川市条例第127号。以下「給与条例」という。）第12条から第15条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第23条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 給与条例第27条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「職員が、正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員が、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第9条 給与条例第28条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「において、正規の勤務時間」とあるのは、「において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第10条 給与条例第29条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

第11条 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第27条第1項、第3項及び第4項並びに第9条の規定により準用する給与条例第28条並びに第10条の規定により準用する給与条例第29条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第12条 給与条例第33条から第34条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第34条第1項中「100分の126.25」とあるのは「100分の126.25を超えない範囲内で規則で定める割合」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第12条の2 給与条例第35条及び第36条の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第35条中「職員」とあるのは「中空知衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定するフルタイム会計年度任用職員」と、同条第2項中「第1項の規定による」とあるのは「中空知衛生施設組合

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条の2第1項において準用する第1項の規定による」と、給与条例第36条第1項中「に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「の勤勉手当基礎額に100分の106.25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の総額」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項」とあるのは「中空知衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条において読み替えて準用する給与条例第34条第3項及び第4項」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第13条 第8条の規定により準用する給与条例第27条第1項、第3項及び第4項、第9条の規定により準用する給与条例第28条並びに第10条の規定により準用する給与条例第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該祝日法による休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を準用条例第2条第6号の規定により準用する滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年滝川市条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を勤務時間条例第3条第2項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第16条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第20条 第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第21条 給与条例第33条から第34条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第34条第1項中「100分の126.25」とあるのは「100分の126.25を超えない範囲内で規則で定める割合」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計

年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 給与条例第35条及び第36条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第35条中「職員」とあるのは「中空知衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定するパートタイム会計年度任用職員」と、同条第2項中「第1項の規定による」とあるのは「中空知衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第21条の2第1項において準用する第1項の規定による」と、給与条例第36条第1項中「に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「の勤勉手当基礎額に100分の106.25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の総額」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項」とあるのは「中空知衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第21条において読み替えて準用する給与条例第34条第3項及び第4項」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬の額）

第22条 第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）月額による報酬 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- （2）日額による報酬 第15条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- （3）時間額による報酬 第15条第3項の規定により計算して得た額

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）月額による報酬 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものの除して得た額
- （2）日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第23条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第23条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第23条第2項から第8項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、準用条例第2条第13号の規定により準用する職員等の旅費に関する条例(平成11年滝川市条例第12号)別表第2に定める級別区分5級による額とし、その支給方法等については、同条例の例による。

(休職者の給与)

第26条 法第28条第2項及び準用条例第2条第2号の規定により準用する職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和51年滝川市条例第41号)第2条の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第27条 給与条例第3条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第28条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(滝川市の条例の準用に関する条例の一部改正)

- 2 滝川市の条例の準用に関する条例(昭和56年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和4年5月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月16日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月20日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例による改正後の中空知衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の中空知衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和7年3月24日条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月22日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 この条例による改正後の中空知衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の中空知衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和8年3月19日条例第2号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500

6	202, 000	248, 900
7	203, 600	250, 300
8	205, 200	251, 700
9	206, 700	253, 100
10	208, 400	254, 300
11	210, 000	255, 600
12	211, 600	256, 900
13	213, 100	258, 100
14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000
26	233, 700	271, 900
27	235, 000	272, 700
28	236, 300	273, 600
29	237, 600	274, 400

別表第 2（第 4 条第 1 項関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	相当の知識、技術又は経験を必要とする職務